

○河北郡市広域事務組合行政財産使用料条例

制定 平成22年8月2日 条例第4号

(趣旨)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第225条に規定する行政財産の使用料については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

**第2条** 理事会は、法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可したときは、行政財産の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から使用料を徴収することができる。

(使用料の額)

**第3条** 土地及び建物の使用料の年額は、別表により算定した額とする。

2 理事会は、前項の規定により算定することが著しく不相当と認める土地又は建物に係る使用料については、別に定めることができる。

(加算金)

**第4条** 理事会は、使用者が使用した光熱水費等の諸経費を前条に規定する使用料に加算して徴収することができる。

(月割計算)

**第5条** 使用料は、使用期間が1年に満たないときは、月割計算による。この場合において、当該期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

(端数計算)

**第6条** 第3条及び前条の規定により算出して得た使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、使用料の全額が100円未満であるときは、その金額を100円とする。

(使用料の納付)

**第7条** 使用者は、使用を開始する日までにその使用料を一括して納付しなければならない。ただし、理事会が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

(使用料の減免)

**第8条** 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合
- (2) 災害により使用者がその使用物件を使用目的に供しがたいと認める場合
- (3) 庁舎等の施設を使用する者の福利厚生のため当該施設の一部を食堂、売店等の用に供する場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認める場合

(使用料の不返還)

**第9条** 既納の使用料は、返還しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため行政財産の使用の許可を取消したときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(過料)

**第10条** 理事会は、詐欺その他不正の行為によりこの条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金が5万円を超えないときは、5万円とする。）の範囲内で過料を科することができる。

（委任）

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に使用の許可を受けている行政財産に係る使用料については、この条例の規定にかかわらず、その使用期間が終了するまでの間は、なお従前の例による。

## 別表（第3条関係）

### 1 算式

#### (1) 土地

$(\text{当該土地の評価額} / \text{当該土地の面積}) \times \text{使用面積} \times A$

#### (2) 建物

##### ア 建物敷地が組合所有地の場合

$(\text{当該建物の評価額} / \text{当該建物の延べ面積}) \times \text{使用面積} \times B + (\text{当該土地の評価額} / \text{当該土地の面積}) \times \text{当該建物の建て面積} \times (\text{当該建物の使用面積} / \text{当該建物の延べ面積}) \times A$

##### イ 建物敷地が借地の場合

$(\text{当該建物の評価額} / \text{当該建物の延べ面積}) \times \text{使用面積} \times B + (\text{当該土地の借地料の年額} / \text{当該土地の面積}) \times \text{当該建物の建て面積} \times (\text{当該建物の使用面積} / \text{当該建物の延べ面積})$

### 2 用語

(1) 評価額 当該土地及び建物の価格で、理事会が別に定めるものをいう。

(2) A 理事会がその使用目的・態様により、100分の4から100分の6までの範囲で定める乗率をいう。

(3) B 理事会がその使用目的・態様により、100分の6から100分の8までの範囲で定める乗率をいう。